年　月　日

を行っている事から考えると事実上一方的に
なってしまう
(2)学習指導要領
照。八、　　九、営業活動
等行うのは適当でない。例えば学校
ところで勧誘などについて、毎日例の投票の形
式で処理するのは適当でない。

三、日本教職員組合の態度の変
日本教職員組合は一旦ストを決議する事と
しながら十二日態度をかえ投票
ストに入る事は中止する事にした
表面の理由